

議案第 68 号

多可町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

多可町文化会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 25 年 6 月 7 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町文化会館条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例 第 号

多可町文化会館条例（平成 17 年多可町条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（参与及び顧問）

第 4 条の 2 町長は、文化会館の設置目的及び運営方針を踏まえ、創造性及び企画性の高い事業、特色のある事業、利用者等のニーズ等に対応した事業その他質の高い事業を実施するため、専門的知識を有する参与及び顧問を置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>○多可町文化会館条例 平成17年11月 1 日条例第99号 多可町文化会館条例 (設置)</p> <p>第1条 地域住民の教養の向上を図り、地域文化の振興と発展に寄与するため、多可町文化会館（以下「文化会館」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 多可町文化会館「ベルディーホール」 位置 多可町中区中村町135番地 (業務)</p> <p>第3条 文化会館は、次に掲げる業務を行う。 (1) 演劇、音楽等の文化的行事を開催すること。 (2) 演劇、音楽等の活動のために施設を利用させること。 (3) 前各号に掲げるもののほか、文化会館の目的を達成するために必要な業務 (管理及び職員)</p> <p>第4条 文化会館の管理運営上必要な業務を行うため、館長その他必要な職員を置く。</p> <p>第5条～第15条 (略)</p>	<p>○多可町文化会館条例 平成17年11月 1 日条例第99号 多可町文化会館条例 (設置)</p> <p>第1条 地域住民の教養の向上を図り、地域文化の振興と発展に寄与するため、多可町文化会館（以下「文化会館」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 多可町文化会館「ベルディーホール」 位置 多可町中区中村町135番地 (業務)</p> <p>第3条 文化会館は、次に掲げる業務を行う。 (1) 演劇、音楽等の文化的行事を開催すること。 (2) 演劇、音楽等の活動のために施設を利用させること。 (3) 前各号に掲げるもののほか、文化会館の目的を達成するために必要な業務 (管理及び職員)</p> <p>第4条 文化会館の管理運営上必要な業務を行うため、館長その他必要な職員を置く。 <u>(参与及び顧問)</u></p> <p>第4条の2 <u>町長は、文化会館の設置目的及び運営方針を踏まえ、創造性及び企画性の高い事業、特色のある事業、使用者等のニーズ等に対応した事業その他質の高い事業を実施するため、専門的知識を有する参与及び顧問を置くことができる。</u></p> <p>第5条～第15条 (略)</p>